

生活援助等の見直し

資料 13-①

社保審一介護給付費分科会

第142回 (H29.7.5)

参考資料 1

見直しの方向性

- 介護人材の確保等の観点を踏まえ、生活援助を中心に訪問介護を行う場合の人員基準の緩和やこれに応じた報酬の設定。(30年度報酬改定)
- 通所介護などその他の給付について介護報酬改定の議論の過程で適正化を検討。

訪問介護におけるサービス類型

- ① 身体介護 >> 利用者の身体に直接接触して行われるサービス等
(例:入浴介助、排せつ介助、食事介助 等)
- ② 生活援助 >> 身体介護以外で、利用者が日常生活を営むことを支援するサービス
(例:掃除、洗濯、調理 等)

訪問介護員の人員基準の見直し

現行

身体介護
中心

生活援助
中心

※同じ基準

- 介護福祉士
- 実務者研修修了者
- 介護職員初任者研修修了者

など

見直し後

身体介護中心

現行の人員基準を継続

生活援助中心

人員基準の緩和及び
それに応じた報酬の設定

平成 29 年 8 月 24 日
神戸新聞 朝刊

要介護の自立支援 報酬増

来春改定時 成果出た事業所に

厚労省方針

厚生労働省は23日、要介護高齢者の自立支援で成果を上げた介護サービス事業所へより多くの報酬を支払うよう、仕組みを見直す方針を固めた。高齢者の生活能力向上や社会参加を促すとともに、介護保険の費用抑制につながる狙い。来春4月の介護報酬改定に反映させる考えで、同日開いた社会保障審議会の分科会に論点を示した。

現在の仕組みでは、サービス利用者への要介護度が軽くなるほど、報酬が低くなるため、収入減を恐れる事業所が自立支援に後ろ向き

になりかねないとの指摘が出ていた。見直しでは、心身機能の訓練などによって要介護度が改善したり、排せつや着替えなど日常生活

自立支援介護の報酬引き上げのイメージ



現在	事業所は報酬減
来年度	報酬を加算

動作ができるようになったりした場合、報酬を増やすことを検討する。費用のかかる要介護度の重い人を減

高齡化の進行で介護の総費用は年10兆円を突破。制度がスタートした2000年度の約3倍に膨張してお

らうことで、全体の費用抑制を図る。

一方で厚労省は、自立支援に消極的な通所介護（デイサービス）の報酬は引き下げる方針で、支払いにめりはりを付けたい考えだ。

り、抑制が課題となっており、要介護度は7段階あり、重くなるほど利用者1人当たりの平均費用は高額になる。例えば要介護度3の人の平均費用は月約15万6千円だが、要介護度4の人だと約19万円かかる。

この日の分科会では「自立支援を評価することは介護職員の間でも高まる」など、好意的な意見が目立った。ただ「状態の改善が見込めない要介護者を排除する事業所が出かねない」と懸念する声も出た。

介護報酬は原則3年に1度見直しされ、年末の予算編成で全体の改定率を決定。個別の具体的な報酬は来春4月までに固まる。